

[事案 2021-279] 新契約無効請求

・令和4年7月21日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年8月に契約した外貨建変額終身保険について、以下等の理由により、契約を無効として既払込保険料を返してほしい。

- (1)募集人は、本契約のリスクおよびデメリットの説明を十分にしなかった。
- (2)重要事項やリスク説明に関するビデオを視聴しておらず、募集行為が適切に行われていない。
- (3)保険料の送金を急かされたため、長男に相談することができなかった。
- (4)クーリング・オフについて、いつを起点として何日間有効であるかの説明がなく、クーリング・オフ期間が経過したことにより、解除することができなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、契約締結前交付書面や設計書等を使用して、本契約の説明をした。その際、クーリング・オフ、リスクやデメリット等の重要事項説明をしており、重要事項やリスク説明に関するビデオも申立人は視聴している。
- (2)募集人は、クーリング・オフ期間に関する案内を行っており、書面を交付している。
- (3)募集人は、説明した積立利率で契約を成立させるためには、8月のうちに入金が必要であることを案内しただけであり、入金を急かした事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。